

事 務 連 絡

平成30年11月16日

旅行業関係各団体会長 殿

観光庁参事官（旅行振興担当）

岐阜県において発生した豚コレラにかかる対応について（情報提供及び協力依頼）

標記について、平成30年11月16日、岐阜県の畜産センター公園（1例目の農場から8km離れた場所）において豚コレラの疑似患畜が確認されました。

防疫措置として、岐阜県は主要道に消毒ポイントを設置する等の対応を行っております。

つきましては、貴協会の会員に対し、本件に係る情報提供をいただくとともに、岐阜県が実施する防疫措置へのご協力をいただきますようお願いいたします。

別添：農林水産省プレスリリース

## 岐阜県における豚コレラの疑似患畜の確認（豚2例目）について

本日、岐阜市の畜産センター公園（1例目の発生農場から約8km離れた施設）において豚コレラの疑似患畜が確認されました。  
本病のまん延防疫措置等について万全を期します。  
当該施設は、豚コレラの疑いが生じた時点から飼養豚の移動を自粛しています。  
現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあることなどから厳に慎むよう御協力をお願いいたします。

### 1. 発生施設の概要

所在地：岐阜県岐阜市（野生いのししの調査対象区域内（1例目の発生農場から約8km離れた畜産センター公園））  
施設概要：岐阜市が管理する農業公園内で飼養  
飼養状況：肥育豚（4~5か月齢、2頭）、子豚（約1か月齢、21頭）

### 2. 経緯

（1）岐阜県は、11月15日、畜産センター公園からの体調不良豚1頭の通報を受け、岐阜県中央家畜保健衛生所による立ち入り検査を実施しました。  
（2）11月16日、岐阜県中央家畜保健衛生所の精密検査の結果、体調不良豚について、豚コレラの疑似患畜であることが確認されました。

### 3. 今後の対応

「豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づき、以下の防疫措置等について万全を期します。

- （1）当該施設の飼養豚の殺処分及び焼埋却、移動制限区域の設定等の必要な防疫措置を迅速かつ的確に実施します。
- （2）移動制限区域内の農場について、速やかに発生状況確認検査を実施します。
- （3）感染拡大防止のため、発生施設周辺の消毒を強化し、主要道に消毒ポイントを設置します。
- （4）感染経路等の究明のため、国の疫学調査チームを派遣します。
- （5）全都道府県に対し、本病の早期発見及び早期通報の徹底を通知します。
- （6）関係府省と十分連携を図るとともに、生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供に努めます。
- （7）農場の消毒や野生動物の農場への侵入防止等の飼養衛生管理基準の遵守に関する指導を徹底すること
- （8）感染経路等の究明及びまん延防止のため、あらゆる可能性を想定し調査します。

### 4. その他

（1）豚コレラは、豚、いのししの病気であり、人に感染することはありません。また、感染豚の肉が市場に出回ることはありません。  
（2）当該施設は、豚コレラの疑いが生じた時点から飼養豚の移動を自粛しています。

(3) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあることなどから厳に慎むよう御協力をお願いいたします。

(4) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者は根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いいたします。

**【お問合せ先】**

消費・安全局動物衛生課

担当者：山野、西尾、平松

代表：03-3502-8111（内線4581）

ダイヤルイン：03-3502-5994

FAX：03-3502-3385